

福岡県妊産婦等生活援助業務
委託仕様書

福岡県妊産婦等生活援助業務委託仕様書

1 業務の名称

福岡県妊産婦等生活援助業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦等（以下「特定妊婦等」という。）に対し、妊娠期から出産後まで継続した支援を行うことで、特定妊婦等が安心した生活を行うことができるようとする。

4 管理体制

- (1) 受託者は、受託業務を円滑かつ確実に運営するため、契約の締結の後、速やかに受託業務における責任者を指定すること。
- (2) 責任者は、次の任にあたるものとする。
 - ① 業務履行に関する委託者との連絡調整
 - ② 従事者に対する指揮監督
 - ③ その他業務の目的を達成するために必要な事項

5 職員の配置

支援コーディネーター（管理者）、看護師（または助産師、保健師）及び母子支援員を各1名以上配置すること。

なお、支援コーディネーター（管理者）は、実施施設の児童指導員、母子支援員、その他の職員から適切な者を選任し、本業務の適切な運営を管理するほか、支援計画の策定や関係機関との連絡調整を適切に行うことができる者とする。

6 委託業務の内容

(1) 相談支援

妊娠葛藤相談や子どもの養育相談、自立に向けた相談等に対応するための体制を整備すること。

- ① 匿名による相談や多様なコミュニケーション手段（電話やメール、SNSによる相談等）を活用するなど、妊娠等について悩みを抱える者のための相談体制の充実を図り、特定妊婦等が相談しやすい環境を確保すること。

- ② リーフレット等を作成し、相談窓口等の紹介、啓発に努めること。
- ③ 特定妊婦等の悩みに応じて、福祉事務所及び町村福祉担当課（生活保護及び母子自立支援関係）、女性相談所（DV等）、女性健康支援センター（健康相談）、こども家庭センター、産科医療機関等、適切な相談機関に繋ぐこと。
なお、情報提供や助言を行うだけでなく、産科医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続きへの同行支援等、特定妊婦等のニーズに応じた適切な支援を行うこと。
- ④ 近隣の産科医療機関からの協力を得ること等により、出産直前の特定妊婦等から相談があつた際に迅速に対応できる体制を確保すること。
- ⑤ 相談窓口に、民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供するSNSなどのサービスを活用する場合は、本県が定めた『業務でのLINEサービス等の利用方針』に基づくセキュリティ対策を講じること。
- ⑥ 必要に応じて、休日・夜間等施設の開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制を整備すること。

（2） 支援計画の作成等

相談受理により把握した特定妊婦等及びその子どもの将来の生活設計について、特定妊婦等の意向を十分に踏まえるとともに、特定妊婦等及びその子どもの心身の状況や生活状況など必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め、具体的な支援計画を作成すること。

- ① 特定妊婦等に対し、事前に内容を十分に説明し、本人が主体的に取り組めるよう配慮すること。
- ② 作成にあたっては、当該特定妊婦等の担当職員の他、看護師、保育士、児童指導員、母子支援員など複数の職員により検討を行うこと。
- ③ 住まいの確保や家事などの日常生活上の援助、経済的な援助、就業支援等が必要となる場合も見込まれるため、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、就業支援機関等関係機関の参画を得て検討を行うこと。
- ④ 検討の過程で、特定妊婦等が特別養子縁組を希望する場合は、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所と連携して対応すること。

（3） 生活支援

支援計画に基づき、母子生活支援施設等の既存資源を活用しながら、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等及びその子どもに対し、入所、通所または訪問等により居場所や食事の提供をし、家事・育児等の日常生活上の援助を行うこと。

- ① 支援の実施主体は、支援計画の役割分担の中で定められた各支援機関が

担うが、受託者は要保護児童対策地域協議会調整機関と連携しながら、支援の実施にあたり必要な調整を行うこと。

- ② 入所支援を行うに当たっては、実施施設の定員外に居室を確保するほか、一時保護委託など、既存の制度を活用して住まいを提供できるよう、女性相談所、市町村及び児童相談所等と調整を行うこと。
- ③ 特定妊婦等及びその子どもが自立した生活を営むことができるよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導を行うこと。
- ④ 特定妊婦等の出産後において、新生児に係る育児支援を行う場合には、乳児院との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。また、特定妊婦等による養育の継続が難しいと判断される場合には、里親や乳児院での一時保護の実施について児童相談所と協議するなど、養育状況に応じて適切に対応すること。
- ⑤ 支援に当たっては、当該地域を管轄する児童相談所や市町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制を確保すること。
- ⑥ 特定妊婦等及びその子どもの安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

(4) 心理療法連携支援

特定妊婦等及びその子どもに心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、必要に応じて公認心理師等を委嘱契約等により配置すること。

(5) 法律相談連携支援

法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、必要に応じて弁護士等を委嘱契約等により配置すること。

(6) その他

- ① 関係機関の間で情報共有を行うことについて、特定妊婦等から支援開始時点等で同意を得ておくこと。
- ② 月次報告書及び年次報告書の作成
月間及び年間の業務内容を取りまとめた事業報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ③ 受託業務の円滑な運営を確保するため、委託者と受託者による連絡会議を適宜実施すること。受託者は、責任者及び必要な者を会議に出席させること。

7 業務を実施するに当たっての留意事項

業務の実施に当たっては、上記1から6までに記載する内容のほか、児童福祉法や「妊産婦等生活援助事業実施要綱」(令和6年3月29日ご支家第184号)及び「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」(令和6年3月29日ご支家第187号)を踏まえ、別途福岡県が指示する内容に従い実施すること。